

# 黒潮町スポーツ賞表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、黒潮町の体育スポーツ（以下、「スポーツ」という）の普及振興に顕著な功績をあげた個人及び団体の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (選考)

第2条 受賞者の選考に関する諮問、調査、審査は、選考委員会が行い、選考委員会は、体育会の役員がその任にあたる。

## (候補者の推薦審査基準)

第3条 原則として、黒潮町に住所を有する者並びに黒潮町出身者であつて、次の各号のひとつに該当する者を受賞対象とする。

- (1) スポーツの普及振興のための企画、または指導のために地域または職場、団体において10年以上にわたり率先して参加し、現在も熱心に指導にあたっている個人。
- (2) 県下競技会（新人戦は除く）において、優勝もしくは準優勝の成績をあげた中学生以上の個人または、団体。
- (3) その他、選考委員会が表彰に値すると認めた個人、または団体。

2 次の各号のひとつに該当する者は、特別賞を授与することができる。

- (1) 前項に規定されている以外の内容で、特に優秀な成績をあげた者。
- (2) その他、選考委員会が表彰に値すると認めた個人または、団体。

3 次の各号のひとつに該当する者は受賞の対象とならない。ただし、選手として優秀な成績をあげた場合の受賞は認める。

- (1) 単に体育関係団体の名目的役員の地位にある者。
- (2) 財政的援助をしたにすぎない者。
- (3) 公務員が本務として、体育の指導にあたっている者。
- (4) 現在、スポーツ推進委員に委嘱されている者。
- (5) 営業として、スポーツ指導施設を経営している者。
- (6) 原則として、指導者及び功労者等で過去において本賞を受賞したことのある者。
- (7) その他、選考委員会が不適当とみなした者。

## (表彰)

第4条 表彰式は、毎年2月下旬から3月初旬に行い、表彰状及び記念品を贈る。

## (委任)

第5条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成2年1月31日から施行する。

この規程は、平成3年3月5日一部改正し施行する。

この規程は、平成6年1月21日一部改正し施行する。

この規程は、平成18年3月20日一部改正し施行する。

この規程は、平成26年2月17日一部改正し施行する。